

規範

訴因の機能は審判対象を明示することにある（識別説）から、審判対象の画定に必要な事実が変動した場合には、訴因変更をする必要がある。

また、被告の防御への配慮から、被告の防御にとって重要な事項について、訴因と異なる事実を認定する場合は、原則として訴因変更手続を要する。ただし、被告人にとって不意打ちではなく、より不利益であるとは言えない場合には、例外的に訴因変更は不要である。

Point

- 誤字に注意。「審判対象の画定」であり、「確定」ではない。
- 訴因変更の要否の問題が顕在化するの、訴因事実と認定事実との間に違いが生じる場合である。  
裁判所の心証と認定事実の関係は、択一的認定の可否の問題になる（p. 333）。
- 「審判対象の画定に必要な事実が変動した場合」は、具体的な審理経過や被告の防御にとって重要か否かにかかわらず、訴因変更の必要がある（「平成 24 年司法試験採点実感」）。
- 過失犯の場合、新過失論を前提に考えると、構成要件要素は結果回避義務違反である（『基本刑法 I』 pp. 133-135）。そのため、「罪となるべき事実」を記載するためには過失の態様（荒井注：注意義務の内容と注意義務違反の態様）を記載するのが不可欠である（古江『事例演習』 pp. 260-261）。
- 1 段階目について問題がない事例であっても、答案では、1 段階目について問題がない旨を必ず言及する。
- 1 段階目の当てはめとしては、訴因事実と認定事実の構成要件が異なるかを指摘した上で、他の犯罪との識別に関わる事実についても触れる。たとえば、人の死は一回しかないといった指摘が考えられる。
- 2 段階目の、「不意打ちではなく」といった点は、具体的な審理経過に基づいて論じる必要があり、問題文中の事実を摘示・評価する必要がある（「令和 4 年司法試験採点実感」）。たとえば、裁判所が認定する事実について、被告人に十分な防御の機会が与えられていなければ、不意打ちという評価を免れない。
- （縮小認定の場合の 1 段階目の当てはめ）  
殺人未遂罪と傷害罪の違いは、殺意の有無のみであり、両者の行為態様は重なり合っている。よって、殺人未遂の訴因事実の中に、傷害の事実が包含されているという関係にあるから、検察官の主張する訴因の中に黙示的に傷害の事実も主張されている。したがって、傷害を認定したとしても不告不理原則（378 条 3 号）違反ではない。

過去問（予備）：H25, H29

過去問（実務基礎）：